

# 【傷害保険】参考純率改定のご案内

— 損害保険料率算出機構は、傷害保険参考純率改定を行いました —

(平成 24 年 5 月 25 日金融庁長官への届出、平成 24 年 6 月 13 日適合性審査結果通知受領)

損害保険料率算出機構では、傷害保険(日常生活や交通事故等によって傷害を負った場合に支払われる保険)の参考純率を算出していますが、このたび、下記2の状況を背景として、傷害保険参考純率の改定を行うことといたしましたので、その概要をお知らせいたします。

## 1. 改定の概要

**傷害保険の参考純率を全体で15.0%引き上げます。**

☞ 平成 22 年度までの保険実績統計に基づいて、収入と支出の均衡を図りました。

〈参考純率の改定率※〉

普通傷害 家族傷害	交通事故傷害 ファミリー交通傷害	国内旅行傷害	海外旅行傷害	合計
+17.4%	-1.3%	+20.7%	+8.8%	+15.0%

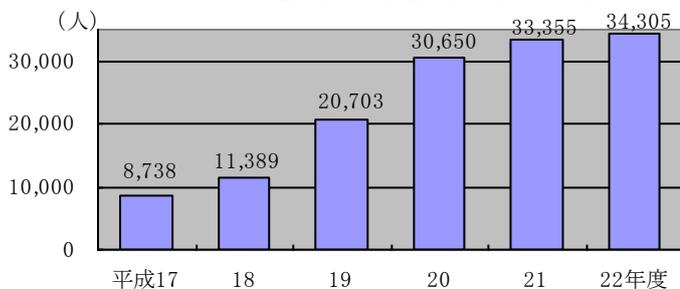
※ 個々の契約条件によって改定率(引上げ率・引下げ率)は異なります。

## 2. 改定の背景

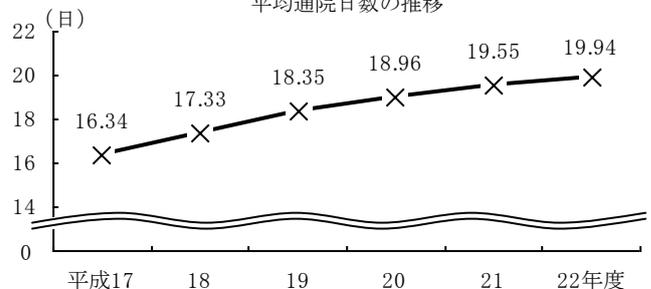
**後遺障害被害者数の増加や1人あたりの平均通院日数の長期化等を背景として、支払保険金が増加しています。**

- ☞ 平成 21 年 5 月(前回改定時)に、全体で 14.8%の引上げを行いました。その後も支払保険金が増加しています。
- ☞ 特に、後遺障害被害者数の増加(⇒グラフ1)や1人あたりの平均通院日数の長期化(⇒グラフ2)等を背景として支払保険金が増加しており、参考純率の引上げが必要になっています。

(グラフ1) 種目合計 後遺障害被害者数の推移



(グラフ2) 種目合計(海外旅行傷害保険を除く)平均通院日数の推移



### 【グラフ1、2の解説】

平成17年度以降、保険会社各社において、事故発生時にお支払いできる可能性のある保険金を全てご案内のうえ、お支払いするといった支払態勢の構築および確立の取組みが浸透した結果、契約者等においても保険金のお支払いに対する認識が高まり、保険金の請求が行われるようになってきています。その結果、平成19年度までの保険実績統計に基づき、平成21年5月に参考純率の改定を行いました。平成20年度以降も後遺障害被害者数の増加や平均通院日数の長期化が続いたことにより、支払保険金が増加しています。

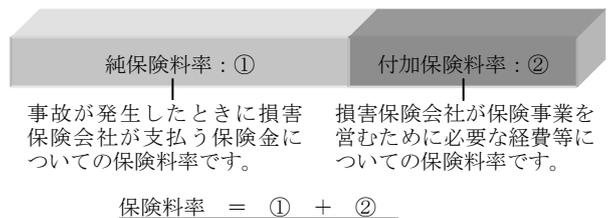
### 〈参考純率とは…〉

当機構で算出する自動車保険・火災保険・傷害保険・介護費用保険の純保険料率を、参考純率といいます。

傷害保険の保険料率は、「①純保険料率」と「②付加保険料率」からなっています。当機構はこのうち、「純保険料率」を算出し、参考純率として会員に提供しています。

会員保険会社は、参考純率を参考にしうえてこれを修正し、あるいは参考純率を用いずに独自に純保険料率を算出することができます。

- ◆参考純率は、純保険料(=保険会社からみた収入)が支払保険金(=保険会社からみた支出)と等しくなるように算出されます。このため、この収入と支出が不均衡になると見込まれる場合、参考純率の改定が必要となります。



<普通傷害保険、家族傷害保険 改定率の一例（※に記載の契約条件の場合）>

保険の種類	補償の対象となる方	本人の 職種級別	改定率
普通傷害保険	本人	A級	+15.9%
	本人	B級	+15.5%
家族傷害保険	家族 <sup>(注1)</sup>	A級	+16.4%
	家族 <sup>(注2)</sup>	B級	+16.2%

(注1) 補償の対象となる方が、本人（職種級別A級）、配偶者およびその他の親族の場合  
職種級別A級の例：事務従事者、販売従事者、保健医療従事者 等

(注2) 補償の対象となる方が、本人（職種級別B級）、配偶者およびその他の親族の場合  
職種級別B級の例：農林業作業者、漁業作業者、自動車運転者（助手を含む） 等

※ 契約条件	
保険金額	
本人	死亡・後遺障害(650万円) 入院日額(4,500円) 通院日額(2,500円)
配偶者	死亡・後遺障害(400万円) 入院日額(3,500円) 通院日額(2,000円)
その他の親族	死亡・後遺障害(250万円) 入院日額(2,500円) 通院日額(1,500円)

<交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険 改定率の一例（※に記載の契約条件の場合）>

保険の種類	補償の対象となる方	改定率
交通事故傷害保険	本人	-0.8%
ファミリー交通傷害保険	家族 <sup>(注)</sup>	-2.5%

(注) 補償の対象となる方が、本人、配偶者およびその他の親族の場合

※ 契約条件	
保険金額	
本人	死亡・後遺障害(1,000万円) 入院日額(6,000円) 通院日額(3,000円)
配偶者	死亡・後遺障害(850万円) 入院日額(4,500円) 通院日額(2,000円)
その他の親族	死亡・後遺障害(300万円) 入院日額(2,500円) 通院日額(1,000円)

<国内旅行傷害保険 改定率の一例（※に記載の契約条件の場合）>

保険期間	改定率
2日まで	+21.6%

※ 契約条件	
保険金額	
	死亡・後遺障害(2,000万円) 入院日額(7,500円) 通院日額(4,000円)

<海外旅行傷害保険 改定率の一例（※に記載の契約条件の場合）>

保険期間	改定率
6日	+17.4%
29日超～31日まで (1か月)	+17.9%
11か月超～1年まで (1年)	+0.3%

※ 契約条件	
保険金額	
	傷害死亡(2,000万円) 傷害後遺障害(2,000万円) 疾病死亡(1,500万円) 傷害治療費用(5,000万円) 疾病治療費用(5,000万円) 救援者費用等(5,000万円)

## 傷害保険とは

傷害保険は、日常生活や交通事故等によって傷害を負った場合に支払われる保険です。参考純率を算出している傷害保険の種類には、主に以下のものがあります。

### 普通傷害保険、家族傷害保険

日常生活全般において傷害を負った場合に支払われる保険。

支払われる保険金の種類には、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金などがあります。

### 交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険

交通事故<sup>(注)</sup>によって傷害を負った場合に支払われる保険。

支払われる保険金の種類には、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金があります。

(注)「交通事故」には自動車事故に加え、自動車以外の交通機関（電車など）による事故、乗客として駅構内にいる間の事故などを含みます。

### 国内旅行傷害保険

日本国内旅行中に傷害を負った場合に支払われる保険。

支払われる保険金の種類には、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金があります。

### 海外旅行傷害保険

海外旅行中に傷害等を負った場合に支払われる保険。

支払われる保険金の種類には、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、疾病死亡保険金、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、救援者費用等保険金があります。